

爰瑞齒別皇子歎之曰。今太子與仲皇子並兄也。誰從矣。誰乖矣。然亡無道就有道。其誰疑我。則詣于難波。伺仲皇子之消息。仲皇子思太子已逃亡而無備。時有近習隼人曰。刺領巾。瑞齒別皇子陰喚刺領巾。而誂之曰。爲我殺仲皇子。吾必敦報汝。乃脫錦衣禪與之。刺領巾恃其誂言。獨執矛以伺仲皇子入廁。而刺殺。即隸于瑞齒別皇子。於是木菟宿禰啓於瑞齒別皇子曰。刺領巾爲人殺己君。其爲我雖有大功。於己君無慈之甚矣。豈得生乎。乃殺刺領巾。即日向倭也。夜半臻於石上而復命。於是喚弟王以敦寵。仍賜村合屯倉。是日捉阿曇連濱子。

隼人。上に出。記傳云。此は勇猛き者なる故に。皇子等にも各附て。仕奉るかありしなるへし。と云り。天皇にも仕奉りしこと。雄略紀に見えたり。さて此らは彼國より分番のものなるか。またもとよ

り畿内に住るものなるか知かたし。○刺領巾。名義詳ならず。記には曾婆加理とあり。○爲我殺仲皇子。本に仲字なきは脱したるなり。信友校本には中字あり。○衣禪。禪は袴に同じ。古は通はして用たり。下禪の事にはあらず。天武紀十四年に御衣禪とあり。記には若汝從吾言者。吾爲天皇。汝作大臣。治天下云々。大臣はオホマハツキミと訓へし。隼人は。爾多祿給其隼人。とあり。錦衣禪は即大臣の衣るべきものなり。○廁。倭名抄廁和名加波夜とあり。名義は傍屋なり。屋の傍に別に建るをいふなり。川屋の義なりとするはあらず。○木菟宿禰啓。記には太子の御言と爲り。○乃殺刺領巾。かくては木菟宿禰か。殺したるさまにも聞えたれど。なほ天皇の殺したまへりしものとすへし。記にはしかあり。さて此時の事を通證に。此與景行天皇誅市乾鹿文同意。文治中藤原泰衡敗走。部將河田二郎斬其首。獻源賴朝。以希賞。賴朝責其不忠。執而戮之。亦有建德之風。若木菟勸帝誅刺領巾。則上世已有此比。而可爲萬世之法。とあり。建德の事をも。新唐書を引て此に云れたり。○喚弟王以敦寵。記云。於是其伊呂弟水齒別命。參赴令謁。爾天皇令詔。吾疑汝命若與墨江中王同心乎。故不相言。答曰。僕者無穢邪心。亦不同墨江中王。亦令詔。然者今還下而。殺墨江中王而上來。彼時吾必相言。故即還下難波。欺下所近習墨江中王之隼人名曾婆加理云。若汝從吾言者。吾爲天皇。汝作大臣。治天下。那何。曾婆訶理答曰。隨命。爾多祿給其隼人。曰。然者殺汝王也。於是曾婆訶理竊伺己王入廁。以矛刺而殺也。故率曾婆訶理。上幸於倭之時。到大坂山口。以爲曾婆訶理爲吾雖有大功。既殺己君。是不義。然不賽其功。可謂無信。

既行_ニ其信_ニ。還惶_ニ其情_ニ。故雖_レ報_ニ其功_ニ。滅_ニ其正身_ニ。是以詔_ニ曾婆訶理_ニ。今日留_ニ此間_ニ。而先給_ニ大臣位_ニ。明日
上幸。留_ニ其山口_ニ。即造_ニ假宮_ニ。忽爲_ニ豐樂_ニ。乃於_ニ其隼人賜_ニ大臣位_ニ。百官令_レ拜。隼人歡喜。以爲_ニ遂志_ニ。爾詔_ニ
其隼人。今日與_ニ大臣飲_ニ。同_ニ蓋酒_ニ。共飲之時。隱_ニ面大鏡盛_ニ其進酒_ニ。於是王子先飲。隼人後飲。故其隼人飲
時。大鏡覆_ニ面_ニ。爾取_ニ下出置_ニ席下_ニ之劍_ニ。斬_ニ其隼人之頸_ニ。乃明日上幸。故號_ニ其地_ニ。謂_ニ近飛鳥_ニ也。上_ニ到于
倭_ニ詔之。今日留_ニ此間_ニ。爲_ニ被禊_ニ。而明日參出。將_レ拜_ニ神宮_ニ。故號_ニ其地_ニ。謂_ニ遠飛鳥_ニ也。故參_ニ出石上神宮_ニ。
令_レ奏_ニ天皇_ニ。政既平訖。參上侍之。爾召入而相語也。とありていと詳なり。○村合屯倉。詳ならず。神代
紀に邑并田あり。名義は同じかるへし。

元年庚子

元年春二月壬午朔。皇太子即_ニ位_ニ於_ニ磐余稚櫻宮_ニ。

磐余は十市郡なり。既出。稚櫻宮の名義は。三年の處に云。宮趾は大和志に池内村なりと云り。式大
和國城上郡若櫻神社あり。今は十市郡に屬り。此社は十市郡櫻井の邊なる谷村にある。白山權現と云
是なりと云り。今思ふに。櫻井と云處も。もしは若櫻宮號の遺れるには非るにやと。記傳に云り。
社要覽には。此天皇のを。櫻井町大字谷。字西浦。稚櫻神社の近傍の地と云ひ。さて神功皇后のを。さて神功紀に都_ニ於_ニ磐余_ニとあ
安倍村大字池の内。稚櫻神社所在の地。これ皇居の一局部なりと云り。これはよくたつねへし。さて神功紀に都_ニ於_ニ磐余_ニとあ
る下に。是謂_ニ若櫻宮_ニとあり。また古語拾遺にも。神功皇后の御世を磐余稚櫻朝。此天皇御世を後磐
余稚櫻宮と云り。この事は既に神功紀に云り。さて帝王編年記に。按二年冬十月都_ニ於_ニ磐余_ニとあるは。

此とあはず。また大日本史即位の下に。水鏡皇代記年代略記。并日時年六十二。歷代皇紀六十四。帝皇編
年記六十五。諸説紛紜。今不_レ取。とあり。

夏四月辛巳朔丁酉。召_ニ阿曇連濱子_ニ。詔之曰。汝與_ニ仲皇子_ニ共謀_ニ逆_ニ。將_レ傾_ニ
國家_ニ。罪當_ニ于死_ニ。然_ニ垂_ニ大恩_ニ。而免_ニ死科_ニ。墨_ニ即日黥_ニ之。因_ニ此時人_ニ
曰_ニ阿曇目_ニ。亦免_ニ從_ニ濱子_ニ野島海人等之罪_ニ。役_ニ於_ニ倭_ニ。蔣代屯倉_ニ。

丁酉。十七日なり。○科墨即日黥之。本に日を日に誤る。今考本に據て改め訂せり。黥の事。次に飼
部之黥皆未_レ差とあるは。たしかに刑ともおもはれず。雄略紀に。烏官之禽。爲_ニ菟田人狗_ニ所_レ嚙死_ニ。天
皇曠_ニ黥_ニ面_ニ。而爲_ニ烏養部_ニとあるは刑なり。記傳云。黥の刑は上代より有しか。はたこの履中紀に。時
人曰_ニ阿曇目_ニとあるを思へは。彼時より始りしにやとも聞ゆるは。いかに有けん。さて此黥を面黥と
も書き。ヒタヒキサムとも。メサクとも云る。面と云額と云目と云る。皆同じことなり。又めさくと
云も。實に目を裂には非ず。目の邊を刻むなり。と云り。或人云。目前_ニ刻也と云り。さて此に墨字を書れしは。通證
に。墨刑五刑之一。見_ニ書伊訓_ニ。注鑿_ニ其額_ニ。涅以_ニ墨書_ニとも。黥見_ニ書呂刑_ニ。疏黥面即墨刑也。とも云り。
されと皇朝の刑。墨を入れしこと見えねと。なほ同じさまなるからに。墨字をあてたるならむか。詳

ならず。○阿曇目。目は部の義なるへし。此は濱子一人にはあらずして。其部下の人を。盡く一時黥
きしならん。故誰も見て。阿曇の部下の人は。忽それと知らるる故に。かゝる時人の語もありしなら
む。これを見林か説に。後世罵人曰目。蓋起于此。と云れしはいかゞあらん。但し人を罵りてめき云りし
ことも。古今著聞集牛祭文。
盛衰記などに見えたり。其人をたしかに
指つけてはいへど。なほ部の義なるへし。 ○倭蔭代屯倉。何郡に在しにか詳ならず。仁徳紀に
も出づ。 さて其屯倉に役ふ
は。人夫の代りに役ひしなるへし。

秋七月己酉朔壬子。立葦田宿禰之女黑媛爲皇妃。妃生磐坂市邊押羽
皇子。御馬皇子。青海皇女。次妃幡梭皇女。生中磯皇女。是年也太
歲庚子。

壬子。四日なり。○葦田宿禰。記に葛城之曾都毗古之子。葦田宿禰之女。黒比賣命。とあり。記傳云。
諸陵式に。片岡葦田墓。在大和國葛下郡。とある地に因れる名なり。神名帳同郡片岡坐神社もあり。古
今集より以來の歌に。片岡の朝原と多くよめるも。此地のことなり。姓氏錄にも。大和國に葦田首
と云姓もあり。此人の父曾都毗古の郷も。葛城なれば由縁あり。さて此名の葦田を。或人考に。葉田
の誤なり。黒比賣を書紀に羽田矢代宿禰之女とありて。鳥往來羽田之汝妹。ともあればなり。と云る

は中々に誤なり。其故は書紀に。初に以羽田矢代宿禰之女黒媛爲妃云々。の事見えたれども。
元年の處に至ては。立葦田宿禰之女黒媛爲皇妃云々。と見えたり。羽田矢代宿禰は。曾都毘古の
兄なり。其は書紀にも記にも。羽田矢代宿禰とのみありて。羽田宿禰とのみは云る例もなく。又文字
も書紀に羽田とのみ書て。葉田と書ることなし。記にも波多八代宿禰と書り。さて黒媛と云は。他に
も例多くある名なれば。かの羽田矢代宿禰之女とある黒媛と。皇妃に立給へる黒媛とは。別にてもあ
るへし。又羽田之汝妹と云ることあるなどよりまきれて。葦田宿禰の女なるを。羽田矢代宿禰の女と
も。傳たるにてもあるへし。何れにまれ。葦田は葉田の誤には非ず。思混へからず。葦田宿禰の名。
顯宗卷の細注にも見えたり。蟻臣。葦田宿禰
子也。とあり。と云れたるは信にさる説なり。○爲皇妃。私記に皇妃者羽田
矢代宿禰之女也と云るは誤なること。右に云るか如し。○妃生。本に生字を脱したり。今熱田本祕閣
本北野本中臣本考ともに據て補へり。○磐坂市邊押羽皇子。顯宗紀には磐坂皇子とあり。磐坂は今
大和國城上郡磐坂村あり。此なるへしと云り。記には市邊之忍齒王とあり。山城國綴喜郡に市野邊村
と云あり。又靈異記に。河内市邊井上寺之里と云へることもあり。今河内國志紀郡國府村のあたり
に。市邊と云もありと云へり。押羽は下
文押磐ともあり。共に借字なり。通證に。古事顯宗記曰。王子御齒者。如三枝一押齒坐也。即此義。押齒
倭名抄隅齒於曾波。蒼頡篇齒重生也。今俗云於佐倍婆。とあり。今ソツバと云も。オ
ソヒハの訛なり。 ○御馬皇子。萬葉五
に馬を美萬と訓めり。大和志添上郡に水間村あり。此地に由あるか。此皇子後に雄略天皇に殺された

まへり。○青海皇女。顯宗紀に忍海飯豐青尊とあり。此御名地名なるへし。其處未考へす。神名式に。若狭國大飯郡

○一日飯豐皇女。顯宗紀に忍海飯豐青尊とあり。記には青海郎女。亦名飯豐郎女とあり。此紀の傳に

ては。一日とあれば一説なり。記傳云。履中紀の傳は。顯宗紀なる飯豐青皇女とは別なる傳なり。然

るを一日飯豐皇女とある分注は。青海皇女の又名をかくも申すことにはあらず。是は一説を擧げたるに

て。かの押羽皇子の御子なる飯豐皇女を。履中天皇の御子にて。此青海皇女の事なりとする説もあるよ

しなり。其一説は即記の傳と同じきなり。と云り。さて飯豐は鳥に由ありて負玉へる御名なるへし。

和名抄に。張華博物志云。鴈鷓鳥。人截手足爪棄地。則入其家拾取之。漢語抄云。以比止與。とあり。

また式陸奥國白河郡飯豐比賣神社あるにつけて。陸奥風土記に。白川郡飯豐山。此山者豐岡姫命之忌庭

也。又飯豐青尊。使物部臣奉御幣也。故爲山名。古老曰。昔卷向珠城宮御宇天皇二十七年戊午。秋飢

饑而人民多亡。故云三字惠惠山。後改名云豐田。又云飯豐。又和名抄に陸奥國宇多郡飯豐郷。又式に

賀美郡飯豐神社。安積郡飯豐和氣神社。これらに據らば。飯豐は地名に據れる御名なるへし。さて顯

宗紀には。此皇女顯宗仁賢二天皇の御姊と爲り。彼處に云へし。○幡梭皇女は。天皇の異母妹にも同

名あれども。此はそれにはあらず。應神天皇の皇女に。幡日之若郎女と申かありて。

載す。即ち其郎女に坐すこと。既に委く上に云り。さて雄略天皇の皇后の。草香幡梭皇后と申すか。即

天皇の御異母に坐り。此皇女とは別なり。○中磯皇女。安康紀に中蒂姫とあり。雄略紀に更名長田大

娘皇女とあり。始大草香皇子に嫁き給へり。後に安康天皇の皇后に立玉へり。

二年辛丑

二年春正月丙午朔己酉。立瑞齒別皇子。爲儲君。冬十月都於磐余。當是時。平群木菟宿禰。蘇賀滿智宿禰。物部伊苜佛大連。圓豆夫羅。大使主。共執國事。十一月作磐余池。

己酉。四日なり。○平群木菟宿禰。集解云。按是後紀中不見。自應神天皇三年至此百三十年。とあり。

○蘇賀滿智宿禰。石川宿禰の子なり。姓氏錄河内皇別に。蘇何。孝元天皇々子彦太忍信命之後也。

記云。武内宿禰之子。蘇我石河宿禰。蘇我臣之祖也。とあり。補任に。石川宿禰の子。滿智の子。韓子。とあり。

大日本史にも。姓氏錄箭口朝臣條云。宗我石川宿禰四世孫稻目。公卿補任云。稻目。滿智宿禰之曾孫也。由是考之。滿智爲石川之子。明矣。と云り。

○物部伊苜佛大連。五十琴宿禰の子なり。姓氏錄に伊已布都。補任に執政物部伊久佛とあり。天孫本紀に。饒速日命十世孫。物部伊苜弗連公。五十琴宿禰之子。此連公。稚櫻柴垣二宮御宇天皇御世。爲大連。奉齋神宮。倭國造祖比香賀君女。玉彥媛爲妻生二

兒。梯岡フカヤ媛爲妻生二兒。とあり。眞棕。布都久留。目。鍛冶師。竺志。と子五人あり。姓氏錄を按ずる

○日本書紀通釋卷之四十一

に。神別に依羅連。巫部連。高橋連等。みな饒速日命十世孫伊己布都大連之後也。とあり。但高橋連條に十四世孫とあるは異なり。○圓大使主。玉田宿禰の子なり。記に都夫良意富美とあり。雄略紀には圓大臣オホマヘツキミ。この大臣をオホ。葛城圓大使主。武内宿禰曾孫。葛城襲津彥孫。玉田宿禰子。とあり。さて此人は。葛城に往て葛城圓と云へるにて。大使主又使主は。宿禰など云るも同く美稱なり。意富美と云號の例は。明宮段に。九邇之比布禮能意富美と云人あり。紀にはこの人を日觸使主と書り。これを以て意富美も同じき事を知へし。言義は本身なるへし。それを使主と書るは。口語の同じさまに借字にて。使主は。もと韓國に使用するもの稱記傳には或人の號なりと云り。なること既に云り。阿知使主都阿知使主都加使主の下見る。その使主に大を添て。大使主と書るは。意富美と三言に訓へきためなるへけれど。記傳にも云れたるか如く。さる例もなき事にて誤なるへし。姓氏錄などに。大使主と云名の見えたるも。紛れたるなり。と云れたり。なほ記傳に云れし言とも見るへし。○共執國事。後に置れたる大臣大連などの如く。此四人前つ公として。共に國政を奏しとなり。これを拾芥抄に。執事四人始置之など書せしは。文字に據て云るにて非なり。○磐余池。次文に所謂市磯池なるへし。繼體紀に。都奴娑播符。以箴例能伊開能。美儼矢馱府。萬葉集に。百傳。磐余池爾鳴鴨乎。

三年壬寅

三年冬十一月丙寅朔辛未。天皇泛ヲフママフチヲ兩枝船于盤余イヂツツノ市磯池。與皇妃各分

乘而遊宴。膳臣余磯猷オミホキヲ酒。時櫻花落于御盞。天皇異之。則召物部長眞カマ膽連。詔之曰。是花也非時而來。其何處之花矣。汝自可求。於是長眞膽連。獨尋花。獲于掖上室山而獻之。天皇歡其希有。即為宮名。故謂磐余稚櫻宮。其此之緣也。是日改長眞膽連之本姓。曰稚櫻部造。又號膳臣余磯。曰稚櫻部臣。

辛未は六日なり。○兩枝船。兼永本枝を岐に作り。記垂仁段に。二股楳作二股小舟而。浮倭之市師池輕池云々。○市磯池。大和志。十市郡市磯池。古蹟在池内村。而石寸掖上山亦隣于此。とあり。但し掖上は葛上郡なり。隣にはあらず。今廢せり。夫木集。櫻ちる室の山風吹ぬらし。市磯池にあまるしら浪。○膳臣余磯。國造本紀。若狹國造。遠飛鳥朝御代。以膳臣祖佐白米命兒荒磯命。定賜國造。とあり。余磯荒磯同人なり。さて此人は六雁命の裔にて。世々若狹國に住けるか。此氏若狹國に住めりしこと。景行紀に委く云り。允恭天皇御世に至りて。更めて國造と稱に定め玉ひしなり。○櫻花落于御盞。通證云。維時十一月所謂狂花也。俗謂之歸花。とあり。されど今も十一月には。冬至梅とて咲けるもあれば。狂花にはあらず。但し常の年よりは早かりし

なるへし。○物部長眞膽連。天孫本紀なる物部氏の系に見えず。○掖上室山。大和志云。在室村上方。倭名抄葛上郡牟婁。○稚櫻部造。姓氏錄右京神別。若櫻部造。神饒速日命三世孫。出雲色男命之後。四世孫物部長眞膽連。初去來穗別天皇。泛兩枝船於磐余市磯池云々。長眞膽連。賜姓稚櫻部造。和泉に。若櫻部造。饒速日命七世孫。止知尼大連之後也。履中天皇御世。採櫻花一献之。仍改物部連。賜姓若櫻部造。とあり。○稚櫻部臣。又云。右京皇別。若櫻部朝臣。阿部朝臣同祖。大彥命孫伊波我牟都。加利命之後也。天武天皇十三年十一月。若櫻部臣賜姓曰朝臣。とあり。記云。亦此御世。於若櫻部臣等。賜若櫻部名。記傳云。書紀にもこゝにも名を賜ふとあるは。初賜へる時は。姓にはあらて號なりけむを。子孫相嗣て遂に姓とはなれるなるへし。と云り。さて此稚櫻部と云を。元より領ける國名にも改め負せて。和加佐と稱ふこととなりしにそあるへきと。信友云り。さらは若狹と云は。本よりの名にはあらず。後の稱を始に回して云りしものなるへし。

四年癸卯
四年秋八月辛卯朔戊戌。始之於諸國。置國史。記言事。達四方志。冬十月堀石上溝。

戊戌。八日なり。○始之。類史百四に始之。二字なし。○國史。史は文書く人の事なり。それを國史と

云り。國々に文人を置くか故なり。通證に。杜預左傳序。諸侯亦各有國史。史周本紀曰。伯陽讀史記。正義。諸國皆有史。以記事。曰史記。玉篇。史掌書之官也。とあり。○言事は。言と事となり。前漢天文志に。左史記言。右史記事。とあり。○達四方志。通證云。志與誌同。記也。杜預左傳序曰。周禮有史官。掌邦國四方之事。達四方之志。とあり。さて達四方志とは。これも左傳注に。國有四表。故言四方とも。達四方之志者。據己國有事。赴告他國。とあるに依れば。國々にて事ある時には。互に相通聞する事のやうなれとも。此時の詔は國々の風土を記さしめ玉ふか。専ら本旨にそありけらし。故平田翁も此文を引れて。此は風土記と言はされとも。諸國の言と事を記すと有もて。其記せる誌の風土記の體なりけん事知へし。と云れたり。さて其趣を案るに。元明紀に。和銅六年五月。制畿内七道諸國郡鄉名著好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物。具錄色目及土地沃瘠。山川原野名號所由。又古老相傳。舊聞異事。載于史籍。言上。とある史籍のさまを記させたまひしなるへし。さてしか纂め記させ給へる誌を。和銅の時に至りて。注進らせ給ひしものと思はれたり。かくておもへは。推古紀二十八年の下に。錄天皇記及國記とある。國記も風土記の類にて。其はしめは此御世より。續々に記さしめ給ひし書なるへし。○石上溝。大和志に。在山邊郡長柄村。今呼布留寺井川とあり。齊明記に。時好興事。廼使水工穿渠。自香山至石上山。以舟二百隻。載石上山石。順流控引於宮東山。累石爲垣。時人謗曰狂心渠。と云事あり。これも一なるへし。但しこれには一説あり。

くはしくは齊明紀に云へし。

五年甲辰

五年春三月戊午朔。於筑紫所居三神。見于宮中言。何奪我民矣。吾今慚汝。於是禱而不祠。

於筑紫所居三神。釋云。指筑前宗像三所而言。とあり。式宗像郡宗像神社三坐。天書に五年春三月戊午朔。筑紫宗肩神有崇于臥内。上禱不禮。とあり。○何奪我民。十月紀に見えたり。○慚汝。慚集解に辱に作れり。○禱而不祠。重胤云。禱は祈願ふ事也。祠は祭祀を行ふを云ふなり。と云り。禱言のみ白して神を祭祀らす。なほさりにうち過し玉ふなり。天書に不禮とあるも。不祀の誤にはあらざるか。下文に不治三神崇とあるこれなり。

秋九月乙酉朔壬寅。天皇狩于淡路島。是日河内飼部等從駕執轡。先是飼部之鯨皆未差。時居島伊弉諾神託祝曰。不堪血鼻矣。因以卜之。兆云。惡飼部等鯨之氣。故自是後頓絕以不鯨飼部而止之。

壬寅。十八日なり。○河内飼部。河内に馬飼ありしこと。續紀に見えて次に引り。日本靈異記。河内更荒郡馬甘里とあるは。飼部の住るより。里名と成しなるへし。○執轡。轡和名抄轡。久豆和都良。籠人和名久知止利。○飼部之鯨。飼部は上古より。一種の賤民に定め玉ひしか故に。良民との識別のために。鯨して使ひ玉ひしものとみえたり。後までも此職を賤めたりし事は。續紀天平十六年。免天下馬飼雜戶人等。勅曰。汝等今負姓人所耻也。所以原免同於平民。但既免之後。汝等手伎如不傳習子孫。子孫彌降前姓。欲卑品。又寶龜元年紀に。天平十二年。左馬寮馬飼大豆鯛麻呂。誣告河内國人川邊朝臣宅麻呂男杖代勝麻呂等。編附飼馬。宅麻呂累年披訴。至是始著。因除飼馬之帳。などあり。馬飼の賤民たりしこと知へし。さてこの鯨は右の義なれば。上に見えたる墨刑の鯨にはあらざれど。こゝに神の惡み玉ひしを見れば。人も厭ひしものなるへし。さるは馬飼部のみにはあらず。かゝる賤民の類は。なへてしかせしものにもあるへし。記の安康段に。面鯨老人來曰。我者山代之猪甘也。と云ることもあるにて。おしはからるゝなり。○居島伊弉諾神。式淡路國津名郡伊佐奈岐神社これなり。此神社のことは既に神代紀に云り。今郡家村にあり。一宮にます。○卜之兆云。令義解云。卜者灼龜之也。兆者灼龜縱横之文也。○不鯨飼部。類史に不字なし。さらば鯨飼部而止之と訓へし。さてもなほ文面穩かならず。姑本のまゝにてあるなり。○止之は。飼部を鯨く事を止たるならめと。猶詳ならず。

癸卯有^テ如^レ風之聲。呼^テ於大虛曰。劔刀太子王也。亦呼^テ之曰。鳥往來羽田之^{ナニモ}汝妹者。羽狹丹葬立往^ハ。亦曰。狹名來田蔣津之命。羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰。皇妃薨^{カムサリマシ}。天皇大驚之。便命駕^{スナハチオホムマニテマツリテ}而歸焉。

癸卯は十九日なり。○劔刀太子王也。劔刀は太子と言はむとする枕詞なり。上古刀身を比とも云しこと既に云り。こゝも劔に身と云つゝけなり。また或説に刀の身は。鞘を隔てゝ體に著くるか故に。隔着くと云て。日嗣に云かけたるなり。萬葉四。絶常云者。和備染責跡。焼太刀乃。隔付經事者。幸也吾君。また二鞘之。家乎隔而。戀乍將座。などある。此意なりと云り。さてこの太子王也とある事甚不審し。此時の太子は二年の下に。正月立瑞齒別皇子爲儲君とありて。反正天皇の御事なるは違なし。集解にこれを解て。蓋明年帝崩。太子即位之兆。詳注于釋訓とあれと。天皇の崩坐へき兆に。太子王也とあるへきよしなし。また天書には。癸卯有聲曰。太子皇妃等薨。大驚歸和州とあれとも。太子の薨坐る事他に見えず。又此時太子に立玉ふへき皇子。外にましまさす。とにかくにおほつかなきを。強て考るに。天皇の御子に。太子に立玉ひしは。本紀には見えねど。こゝにかく太子王とかけ。天書にもたしかに太子皇妃等薨とあれば。おしてなかりしとも云かたし。もしくは皇妃の生玉ひし皇子ありて。二

年に瑞齒別皇子とくもに。儲君に立玉ひしか坐しにもあるへし。然るに既に薨坐しかは。其御名も傳はらぬにやありけむ。しかみる時は事なく通ゆるか如し。かにかくに。こゝに太子王と書れたるをおもへは。撰者もなほ日嗣御子をは。太子の御事と爲たるものなることは。明らけし。これは試の考なれば。こゝに記してなほ後人の考を待つものなり。さきに思ひしは。此天皇の太子に坐しほの事にて。此はか事などありて。其ほどの事なるを。後の后妃の御上にまかへて。語り傳へしものならむかと思へり。されど矢代宿禰の女黒媛は。太子妃にはなり玉ふへくもあらしとおもへは。なほこれもしかりなり。但ししか見る時は。羽田之汝妹者云々。とあるには。かなへるかこゝなり。
○鳥往來羽田之汝妹。釋紀に鳥往來欲謂羽田之發語也とあり。羽田之汝妹は。記傳に。上文に所謂葦田宿禰之女黒媛なり。羽田は高市郡波多郷なるへし。其は御母の郷などにて。皇妃もとて其郷に住給ひし故に羽田之汝妹とは云るなるへし。と云り。靈異記にも。笠原守名姓丸者。大和國高市郡波多里人也。とあり。○羽狹丹葬立往。羽狹は允恭紀歌に。幡舍能夜摩とある處なるへし。されど其地は詳ならず。大和志に。羽狹山在吉野郡北莊馬佐村上方とあれと疑はし。按に羽狹は。上古墓地の稱なるへし。名義は谷間にて。山々の谷間に人を葬りしなるへし。さらば輕太子の衣通郎姫に贈り玉へる歌に。幡舍能夜摩の鳩の下泣に泣とあるも。墓地とはなけれど。御歌のさま終焉の地を指せるがこゝくに聞ゆ。また武烈紀影媛か。其夫鮪を葬りし處を。乃樂能婆娑摩。斯々貳慕能。彌逗矩陸御慕黎。とある婆娑摩は。本より墓地なり。また大和の泊瀬を。上古墓地なりと云る説も。其地勢山の谷間なればよく叶へり。故にハサとも云りしを。後にハセと轉じ云りしか。本名波都世と云と一ツになれりしなるへし。ハッセとハセとは。本より名稱は異なるべし。れども。自から一になれりしなるべし。

さらばこゝも羽狹丹葬立往は。墓地に葬ることとして見るへし。なほよく考へし。○亦曰は。亦呼之曰の義なり。或説に。亦曰以下十七字。校本云。疑細字。分行と云り。されど本のまゝにてよろし。○狹名來田之蔣津之命。未詳ならず。通證に蔣津之命蓋黑媛之別號と云り。重胤云。姓氏錄に薦集造と云るあり。コモツメと訓へきにや。コモツと訓へきにや。もしコモツならば。こゝの蔣津と等しき地名なるへし。と云り。なほ考へし。さて羽狹丹葬立往とは。此時未葬りは爲玉はさりし前なれど。かく豫め諭し玉ふは。即神の御告なればなり。

丙午。自淡路至。冬十月甲寅朔甲子。葬皇妃。既而天皇悔之不_下治_ニ神_ノ崇_ヲ而亡_ニ皇妃_ヲ。更求_ニ其咎_ヲ。或者曰。車持君行_ニ於筑紫國_ニ。而悉_ニ按_ニ車持部_ヲ。兼取_ニ充神者_ヲ。必是罪矣。

丙午は二十二日なり。○甲子は十一日なり。○悔之。集解に之字熱田本に據て削れり。されど本のまゝにてもよろし。
○車持君。姓氏錄に。左京皇別車持公。上毛野朝臣同祖。豊城入彦命八世孫。射狹君之後也。雄略天皇御世。供進乘輿。仍賜_ニ姓車持公_ヲ。又見攝津とあり。按に車のこと。駿河風土記に。大己貴命天羽車に乗玉ひしこと。また天書に。天孫降臨の時。玄龍車を賜ひしこと見えたり。これらは聊疑はしきよしもあるを。常陸風土記に。倭武天皇云々車所_レ經之道。と云ことあり。大日本史氏族志云。據_ニ本書_ヲ。雄略

帝以前。已有_ニ車持君_ヲ。然不知_レ何族_ヲ。按車持朝臣執_ニ菅蓋_ヲ。見_ニ大嘗祭式_ニ。蓋神代遺事。然則有_ニ車持君_ヲ。當_レ在_ニ雄略帝以前_ニ。姓氏錄恐誤。天武紀十三年。車持公賜_レ姓曰_ニ朝臣_ヲ。桓武帝時。越前人外正七位上秦人部武志麻呂。請復_ニ本姓車持_ヲ。見_ニ續紀_ニ。朱雀帝時。有_ニ左衛門番長車持當用_ヲ。見_ニ外記日記_ニ。後世其族改賜_ニ宿禰_ヲ。見_ニ除目大成鈔_ニとあり。○按。訓カトリ。次に檢按をカトリと訓るは。谷川氏説に。繼體紀制字訓同し。新撰字鏡に該をよめり。折曲也と見えたり。武卿云。字鏡集に誘をカトリ。又ツ、メク。又ノ、スと訓り。後撰集に。山風に花の香かどふ云々。正義に勾引なりと云り。今人を勾引するをかとはかすと云へる是なり。略_レ人といふも同じ。法曹至要鈔に。勾_ニ引人_ヲ。略_ニ賣之_ヲとあり。東の諺に。かみつけの馬かどひといふ事あり。と云り。其意なり。或説に。按は掠の誤ならむと云へるは。しか
○車持部。集解に。按類聚抄。上總國長柄郡。越中國新川郡。共有_ニ車持_ヲ。由_レ此考_レ之。諸國有_ニ車持部_ヲ。可_レ知。只總越二國地名偶存耳。とあり。さることなるへし。悉とあるを見れば。筑紫にも處々にありしなるへし。○充神者は。神部等の民の義にて。朝廷より神戸に充おかれたる民戸なり。この神部は。宗像の神戸なること次にみゆ。

天皇則喚_ニ車持君_ヲ。以_テ推問_ス之。事既實焉。因以_テ數_ヲ之曰。爾雖_ニ車持君_ヲ。縱_ニ檢_ニ按_ニ天子之百姓_ヲ。罪_一也。既_ニ分_ニ寄_ニ于神祇_ニ。車持部_ヲ兼_ニ奪取_ニ之_ヲ。罪_一也。則負_ニ

惡解除善解除。而出於長渚崎令被禊。既而詔之曰。自今以後不得掌筑紫之車持部。乃悉收以更分之。奉於二神。

事既實。實上秘閣本に得字あり。○數之。通證に。當訓世米豆。博雅數責也。とあり。○爾雖車持君は。車持君に屬する部は。此氏の預知所なれどなり。○奪取は。すなはち右に見えたる校るにて。勾引なり。○惡解除善解除。此事既に神代紀に見えて。已に其下に注せり。延曆二十年格に。承前神事有犯科被贖罪。善惡二被重科一人。とある是なり。集解云。按古犯罪者。科兩度被。前爲惡被。後爲善被。每被出贖也。と云へり。此説かなへり。○出於長渚崎。攝津志に。河邊郡長洲濱長洲村。或曰。履中紀出於長渚崎令被禊。即此。また今錦樂寺。東長洲。中長洲。西長洲。屬邑大物連及尼崎以上五村。とあり。拾遺集相摸。命たに長洲にあらは津國の難波のことも嬉しかるへき。記傳云。これを以見れば。犯ある者の被も。水邊に出てみそきけり。と云れたれど。身禊は水邊ならては爲しかたきものなれば。犯の有無にかゝはる事にはあるへからず。○被禊。本に禊を禊に作る。今集解に據て正せり。考本には潔とあり。

六年乙巳

六年春正月癸未朔戊子。立草香幡梭皇女爲皇后。辛卯始建藏職。因定藏部。

戊子は六日。○草香幡梭皇后の事。上に既に云るか如く。天皇の御妹なるにはあらず。但し草香とあるを以。なほ御妹なる幡梭皇女をも。雄略紀に草香幡梭姫皇女ともあれは。同皇女ならんとおもふへけれと然らず。此皇后は幡日之若郎女の事なるか。此郎女も草香に坐しものと見て妨なし。かにかくに混れやすし。なほ下にも云。○辛卯は九日なり。○始建藏職。因定藏部。記云。天皇於是以前知直。始任藏官。亦給糧地。古語拾遺云。當神武天皇之時。帝之與神。其際未遠。同殿共牀。以此爲常。故神物官物。亦未分明。宮内立藏。號齋藏。令齋部氏永任其職。至後磐余稚櫻朝。二韓貢獻。奕世無絶。齋藏之傍。更建内藏。分收官物。仍令阿知使主與百濟博士王仁。記其出納。始更定藏部。姓氏錄右京諸蕃。内藏宿禰。都賀直四世孫。東人直之後也。令内藏寮頭一人。掌金銀珠玉寶器。錦綾綵氎褥。諸蕃貢獻奇瑋之物。年料供進。及別勅用物事。助一人。允一人。大少屬二人。大少主鑰二人。藏部四十人。なとありて。此時の藏職は。即後の内藏の始なり。これより後雄略帝の御世に至りて大藏を立つ。即令に所謂大藏省の始なり。さてまた藏部は大藏にも在り。ともに藏の事を掌る官なり。かくて通證云。

今按應神十六年。王仁來朝。二十年阿知使主。其子都加使主歸化。至于此。其間百二十年矣。然則皆是指其子孫而言。とあるなどは。通例の論なり。上にもをりく云るか如く。武内宿禰の子等。みな百四十年をも歴て。此御世に未だ残れるかあるを以て見れば。蕃種の王仁阿知使主なりとて。などか百年以上の壽を得ぬとは押究むべき。拾遺の傳のまゝに心得て。更に差支へなき事なりかし。

二月癸丑朔。喚^テ鯉^フ魚^ナ磯^シ別^ノ王^ノ之^ノ女^ヲ。太^フ姬^ノ郎^ノ姬^ヲ。高^ク鶴^ノ郎^ノ姬^ヲ。納^メ於^テ后^ノ宮^ニ。並^ニ爲^ス嬪^ト。於是^ニ嬪^ノ恒^ク歎^ク之^ヲ曰^ク。悲^シ哉^ニ吾^ノ兄^ノ王^ノ。何^レ處^ニ去^リ耶^ト。天^ノ皇^ノ聞^ク其^ノ歎^ヲ。而^テ問^フ之^ヲ曰^ク。汝^ノ何^レ歎^ク息^ナ也^ト。對^テ曰^ク。妾^ハ兄^ノ驚^ク住^ス王^ノ爲^ス人^ノ強^ク力^ク輕^ク捷^ト。由^テ是^レ獨^ニ馳^リ越^ス八^ノ尋^ノ屋^ヲ。而^テ遊^ビ行^ク。既^ニ經^テ多^ク日^ヲ。不^レ得^テ面^ヲ言^フ。故^ニ歎^ク耳^ト。天^ノ皇^ノ悅^ビ其^ノ強^ク力^ク。以^テ喚^フ之^ヲ。不^レ參^リ來^ス。亦^ニ重^ク使^テ而^テ召^ス。猶^モ不^レ參^リ來^ス。恒^ニ居^テ於^テ住^ス吉^ノ邑^ニ。自^レ是^レ以^テ後^ニ。廢^テ以^テ不^レ求^フ。是^レ讚^ク岐^ノ國^ヲ造^ル。阿^ノ波^ノ國^ヲ脚^ヲ咋^リ別^ス。凡^ソ二^ノ族^ノ之^ノ始^ノ祖^ト也^ト。

鯉魚磯別王。名義未詳。通證云。据下文。讚岐國造。考景行紀及國造本紀。神櫛皇子之孫也。と云り。次に云ふ。○太姬。太本に大に作る。今類史北野本考本に據る。○嬪。職員令云。嬪四員五位以上。と

あり。然此時未だ嬪禮曲禮。天子有后。有夫人。有世婦。有嬪。有妻。有妾云々。婚義に。古者天子后。立六宮。三夫人。九嬪。二十七世婦。八十一御妻。などあり。なと云る名目ありしにはあらず。たゞ妃に繼げる夫人を云なり。ミメと訓るは何れにも亘りて宜し。○八尋屋。通證云。神代紀所謂八尋殿之類。謂其高大也。とあり。山城國風土記。建角身命。造八尋屋。暨八戸扉云々。と見えたり。この屋を。神名帳頭注に引るには殿ともあり。同じ事なり。萬葉十六。虎爾乘。古屋乎越而。青淵爾。蛟龍取將來。釵刀毛我。○居於住吉邑。攝津志云。住吉郡驚住王隱居古蹟在住吉邑。俗呼富士宅。とあり。○讚岐國造は。國造本紀。讚岐國造。輕島豐明朝御代。景行帝兒神櫛王三世孫。須賣保禮命。定賜國造。とありて。景行紀神櫛皇子の下に已に委く云り。栗田寬云。神櫛王の子鯉魚磯別王。其子驚住王の子。須賣保禮命などや。かくて三世なりと云れたるに就て。なほ考ふるに。已にも引て云る讚岐人松岡調説に。此須賣保禮命は。姓氏錄酒部公條に。神櫛皇子三世孫足彥大兄王と見え。又讚岐公系圖に。神櫛王三世孫に。森葉麻命と云か有は此人か。また全讚史讚岐國造世紀に。十河氏譜曰。神櫛王云々。其子曰千摩命。成務帝云々。其子曰能摩命。應神帝命以爲國造。所言須賣保禮命是也。其子森葉摩命云々。とあるに據れば。鯉魚磯別王一名千摩命。驚住王一名能摩命。其子森葉摩命と云るか。須賣保禮命ならんか。されど定めかたし。また栗田寬云。讚州府志に。驚住王云々。偷出官而遜於攝之住吉。皇后屢請于帝。帝徵不應。又去而之阿州穴咋之邑。居焉。鄰里從之。生一男。野根氏其裔也。後又來家于鶴足郡富熊邑。恒以勇力爲事。卒葬於飯山。鄉人立廟歲時祀之。所謂飯山神社是也。と

あるは。書紀の趣をかつく當國に語り傳へしなるへし。さて生一男と云は。須賣保禮命にあたり。また此國に十河氏高木氏ありて。神櫛王の裔なりといへり。よく考ふべき事なり。と云れたり。○脚昨別。詳ならず。右に引る讚州府志のほかにも書たるものあるか。たつぬへし。脚昨も何郡ならむ。ものに見えず。

三月壬午朔丙申。天皇玉體不念。水土不調。崩于稚櫻宮。時年七十。冬十月己酉朔壬子。葬百舌鳥耳原陵。

丙申十五日なり。○不念。字典に念音豫喜也とあり。不豫と云るに同じ。○崩。記云。壬申年正月三日崩とあり。此紀にては。壬申は仁德帝六十年。又允恭帝の二十一年にあたり。月も日もあはず。○時年七十。四字北野本集解に據て大字とせり。大日本史云。本書立太子下。注。時年十五。崩下注。時年七十。舊事紀同。按天皇年十五立爲太子。則以仁德帝十七年生。崩年七十七。一書矛盾。據仁德帝七年定壬生部之文。其謬誤可知。水鏡爲太子。年十五。即位年六十七。古事記崩年六十四歲。壬申年正月三日崩。神皇正統記六十七。歷代皇紀即位六十四。崩年七十。諸説不一。不可考據とあり。○壬子。四日なり。○百舌鳥耳原陵。式百舌鳥耳原陵。履中天皇。在和泉國大鳥郡。兆域東西五町。南北五町。陵戸五

烟。和泉志に。在大山陵南上石津村。陵畔有墓。有龜冢。乳岡冢。飲酒冢等號と云り。

瑞齒別天皇 反正天皇

漢書高帝紀。曰撥亂世反之正。公羊傳曰。撥亂反正。莫近於春秋。

瑞齒別天皇。去來穗別天皇同母弟也。去來穗別天皇二年。立爲皇太子。天皇初生于淡路宮。生而齒如一骨。容姿美麗。於是有井。曰瑞井。則汲之。洗太子。時多遲花落在于井中。因爲太子名也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂多遲比瑞齒別天皇。六年春三月。去來穗別天皇崩。

立爲皇太子。本に立爲二字を衍す。今諸本に據て正す。○齒如一骨。記云。此天皇御身之長九尺二寸半。御齒長一寸。廣二分。上下等齊。既如貫珠。○曰瑞井。本に曰を日に誤れり。今正す。記安寧段に淡道之御井宮。仁德段に。旦夕酌淡路島之寒泉。献大御水也。などあると皆一にて。上代より名高く。甚めてたき井にそありけん。さて此井は。集解に淡路人黒田仲維曰。三原郡志知川原村有小社。

名_ニ産_{ツラフ}宮。社前有_ニ楠株。徑九尺計。有_レ水深一尺許。大旱不_レ涸云。相傳太神宮産湯汲_レ之。四方注連護_レ之。按所謂瑞井即是謂_ニ太神宮産湯_ニ者俗傳也。と云り。なほよく聞まほし。○多遲。天皇御名には多遲比とあり。こゝに比字なきは。省きて書るものなるへし。訓にタチヒと訓るに従るへし。○在于井中。本に在を有とあり。集解に在に作るに據て改む。○虎杖花。和名抄草木部。虎杖伊太止里。本草疏云。虎杖一名武杖。内膳式雜菜條に。虎杖三斗とあり。鹽漬にして食ふに堪たりと云り。枕草紙に。いたとりは虎の杖と書たるとか。杖なくともありぬへき顔つきを。などあり。○故稱謂多遲比瑞齒別天皇。記傳云。こゝの傳は事のまさけれなり。其は二代實錄十二に。貞觀八年二月。丹遲真人貞峯等上表曰云々。宣化天皇々子加美惠波皇子。生_ニ十市王。十市王生_ニ多治比古王。此王生産之夕。忽多治比花飛浮_ニ湯沐釜。以_ニ此冥感。名_ニ多治比古王云々。此時の古事なるを誤り傳たるなるへし。此天皇は河内の多治比に都敷ませれば。本より其處に住玉ひて。其地の名なることいちしるし。又彼地名は。此天皇より出たるかとも云へけれと。履中の大御歌に。すてに多遲比野とよみ玉へるをや。と云れたるはさることなり。されは此天皇御名も。還りて地名より出たること明けし。然るに信友説に。此天皇淡路宮にて生_レ坐しける時。洗せ奉る井に。多遲比の花の落て在しによりて。多遲比瑞齒別皇子と稱へ奉り。河内に居住玉ひけるか。其地の名をも。即て多遲比と負せ呼たるなり。其は履中天皇段に。河内に多遲比野といふが見えて。御歌にもよみ玉へるをもて知へし。さて此天皇都_ニ於河内丹比_ニ謂_ニ榮籬宮_ニとあるを思ふに。皇子にて坐しとよみ玉ひて。皇太子に立給ひても。なほ其處に住居玉ひつるに。履中天皇崩玉ひて。御世を繼せ玉ひければ。大和に都を改造らせて。遷り玉ふへきを。わつかに即位より六年の正月に崩玉ひければ。其結_ニ搦_ニはかりにて。いまた成就とよみはさりつるなるへし。と云れたるは。中々にわ

ろかる。姓氏錄右京神別。丹比宿禰。火明命二世孫。天忍男命之後也。男武額赤命七世孫。御殿宿禰。男色鳴シノメ。大鷦鷯天皇々子瑞齒別尊。誕_ニ生淡路宮_ニ之時。淡路瑞井水奉_レ灌_ニ御湯_ニ。于_レ時虎杖花飛_ニ入御湯_ニ。中_ニ色鳴宿禰稱_ニ天神壽辭_ニ。奉_レ號曰_ニ多治比瑞齒別尊_ニ。乃定_ニ多治部於諸國_ニ。爲_ニ皇子湯沐邑_ニ。即以_ニ色鳴_ニ爲_レ宰。令_レ領_ニ丹治部人戶_ニ。因號_ニ丹比連_ニ。遂爲_ニ氏姓_ニ。舊事紀に。天火明命二世孫天忍男命。大嶋壬部連等祖。五世孫建筒草命。多治比連祖。などあり。記云。爲_ニ水齒別命之御名代_ニ。定_ニ嶋部_ニ。

元年丙午

元年春正月丁丑朔戊寅。儲君即_ニ天皇位_ニ。秋八月甲辰朔己酉。立_ニ大宅臣祖木事之女津野媛_ニ爲_ニ皇夫人_ニ。生_ニ香火姬皇女_ニ。圓皇女。又納_ニ夫人弟弟媛_ニ。生_ニ財皇女與_ニ高部皇子_ニ。

戊寅。二日なり。○即天皇位。大日本史天皇即位下に云。水鏡帝王編年記歷代皇紀皇年代略記。並曰時年五十五。按本書天皇享年闕。故不_レ取。とあり。○己酉。六日なり。○大宅臣。本に大を太に作れり。今熱田本與國本及舊事紀に據る。記云。天押帶日子命者。大宅臣之祖也。姓氏錄山城皇別。大宅臣。小野朝臣同祖。河内大宅臣。大春日同祖。天足彥國押人命之後也。天武紀十三年十一月。大宅臣賜_レ姓曰_ニ朝臣_ニ。東大寺奴婢籍帳に。孝謙帝時。大倭添上郡大宅郷。戶主大宅朝臣可麻呂。見えたり。姓氏錄に。大宅水取朝臣と云も見

えたり。○木事之女云々。記には丸邇之許基登臣之女都怒郎女とあり。丸邇臣も。大宅臣同祖の氏なれば。一なるへし。姓氏錄大和に。布留宿禰條に。天足彦國押人命七世孫。米餅搗タカチツキ大使主命後也。男木事命。此仁德天皇御世とあれは。時代合へり。男市川臣云々。續後紀一。典藏從四位下大宅水取臣繼主等。賜朝臣姓。繼主臣八腹木事命後也。とある八腹木事命も。また同人なるへし。○皇夫人。始て出たれど。此名目も後に皇字を加へしなるへし。皇后皇妃の例なり。○香火姫皇女。記に甲斐郎女とあり。○圓皇女。記に都夫良郎女とあり。○財皇女。記に財王とあり。皇子なり。○高部皇子。記に多訶辨郎女とあり。

冬十月都於河内丹比。是謂柴籬宮。當是時。風雨順時。五穀成熟。人民富饒。天下太平。是年也太歲丙午。

都於河内云々。この天皇は皇子にて坐々しほとより。この丹比に居住たまへるを。かく記されたるは。恐くは誤なるへし。帝王編年記に。丹比柴籬宮。河内丹比郡。今宮坂上路北室地是也。とあり。河内志に。丹比郡柴籬宮古蹟。在松原庄植田村廣庭神社東北とあり。今中河内郡(舊丹比郡)松原村大字植田と云。○太平。熱田本太を泰に作る。○太歲丙午。年代記を考るに。東晋安帝義熙三年に當る。

五年春正月甲申朔丙午。天皇崩于正寢。


五年。本に六年に作るは誤なり。今熱田本與國本類史及舊事紀に據る。大日本史にも此を論ひて云はく。本書作六年正月甲申朔丙午。允恭紀首亦云。六年崩。推干支。六年正月戊申朔無丙午。類聚國史作五年正月丙午。舊事紀五年正月甲申朔丙午。按五年歲在庚戌。允恭帝元年在壬子。崩五年。則辛亥年空位。二書所レ書。與下允恭紀位空既經二年月之文。足互相證。因定爲五年。とあり。さる事なり。○丙午は二十三日なり。○崩于正寢。記云。天皇御年陸拾歲。丁丑年七月崩。大日本史云。本書享年闕。古事記水鏡神皇正統記等諸書。皆云六十。據此則以仁德帝四十年一生。然皇母磐之姬。以仁德帝三十五年崩。諸説不足信。今無所レ致。と云り。按るに磐之姬命。淡路國に遊行し事。本書に見えず。三十年秋九月。皇后遊行紀國。到熊野岬。と本書にあれば。其時淡路にも至りまじたりけん。さて其處にて。この天皇をは生玉へりしものと見れば。皇后は御子産の事など坐て。生死もしられ給はぬに。天皇は京にて八田皇女に御合坐て。夜晝戯れ遊ひますを聞召して。甚く恨み怒り坐したりけん。かの允恭天皇の皇后忍坂大中姬命か。大泊瀬天皇を産み坐ける夕。天皇藤原宮に幸して。弟姫に御合玉ひしを聞しめして。甚く恨み坐し。産殿を焼て死なむと爲玉ひし事に思ひ合せて。さも有けんと思測り奉られたり。さて磐之姬は。其月に難波に歸り玉ひしかど。都へは入坐さす。遂に御中解けずて。三十

五年六月と云ふに。筒城宮にて薨じ玉へれば。三十年より三十五年までの間に。この天皇を生み玉ふまじきなり。さて三十八年には。八田皇女皇后と成り玉へり。これらの年立によれば。此天皇御年七十歳になり玉ふへし。さて記の丁丑年は。允恭天皇二十六年にあたり。かにかくに考ふべきよしなし。○正寢は。公羊傳に。路寢者何正寢也。何休曰。公之正居也。とあり。或人云。正寢は大殿にて。夜御殿を申せり。天子の御寢坐所なること。年中行事歌合をはじめ。源氏桐壺及中昔の書に見えたり。此御殿には。劍璽を安奉れること。禁祕御抄に記し玉へれば。此にて崩玉ふは如何と思へど。素より御寢所なれば憚なきにや。正寢とは支那國にて。高寢路寢小寢など名け。王公らか居所なる由を借たる字なり。と云へり。

日本書紀卷第十二終

昭和五年三月十日印刷
昭和五年三月十五日發行

(日本書紀通釋 全六冊 非賣品)

<p>發行所</p> <p>東京市小石川區竹早町三十二番地</p> <p>内外書籍株式會社</p> <p>振替口座東京 八九六〇番 電話小石川(85) 一〇五四番 三二六九番</p>	 <p>製復許不</p>	<p>著者</p> <p>飯田武郷</p>	<p>相續者</p> <p>飯田季治</p>	<p>發行者</p> <p>東京市小石川區竹早町三十二番地 川俣馨一</p>	<p>印刷者</p> <p>東京市小石川區久堅町百〇八番地 君島潔</p>
--	--	-----------------------	------------------------	--	---

刷印社會式株刷印同共

4450



